

○周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領

令和7年3月1日施行

周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領

周南市農業委員会開墾農地の届出に係る事務処理要領（令和6年1月19日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、山林、原野その他の土地について農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に規定する農地台帳（以下「農地台帳」という。）に登載されていない土地又は農地台帳に登載されている農地（農地法第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）以外の土地（周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領（令和6年8月1日施行）第1条に規定する非農地とした土地を除く。）（以下これらを「農地でない土地」という。）を開墾その他の行為（以下「開墾等」という。）により農地としたものを、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が新たに農地として農地台帳に登載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（開墾等により農地とした土地の届出）

第2条 農地でない土地を開墾等により農地とした場合には、当該土地の所有者（所有者が死亡した場合におけるその者の推定相続人を含む。以下同じ。）（以下「所有者」という。）又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利により当該土地を利用する者（以下「耕作者」という。）

（以下これらを「所有者等」という。）は、耕作届（別記様式第1号）により、開墾等により農地とした土地を委員会に届け出るものとする。

2 耕作届には、次の書類を添付するものとする。

- （1）耕作届のあった土地（以下「届出地」という。）の登記事項証明書（耕作届提出日前3か月以内に発行された全部事項証明書）
- （2）届出地の位置図（A4判）
- （3）届出地の付近見取図（A4判）
- （4）届出地の公図の写し（耕作届提出日前3か月以内に発行されたもの）

- (5) 一筆の土地の一部を農地とする場合は、その区画と面積を示した求積図
- (6) 現況写真
- (7) 届出地の登記事項証明書の所有者の住所とこの届の所有者の住所が違う場合は、住民票の写し、戸籍の附票等その経緯を示す書類
- (8) 所有者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (9) 届出地が共有地又は未相続地である場合その他所有者が届出地の全ての権利を有していない場合は、届出者（耕作届の届出者をいう。以下同じ。）が責任をもって異議のないよう対処する旨の確約書（別記様式第2号）
- (10) 届出地が遺産分割協議未了地である場合その他届出者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (11) 所有者又は耕作者が法人の場合は、法人の定款又は寄附行為の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

3 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、耕作届を受け付けたときは、新たな農地整理簿（別記様式第3号）を作成（次条第2項に規定する提出依頼によるものは除く。）し、新たな農地整理簿によりこの要領による事務処理を整理するものとする。

（開墾等により農地とした土地の発見）

第3条 委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）並びに事務局の職員は、農地パトロール（周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第3号）第1条及び周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領（令和4年4月1日施行）第1条に規定する農地パトロールをいう。）において、開墾等により農地とした土地を発見したときは、その旨を委員会に通報するものとする。

2 事務局は、前項の通報を受けたときは、前条に規定する耕作届の提出の有無を確認し、未提出の場合には、新たな農地整理簿を作成の上、速やかに所有者等に耕作届の提出を依頼するものとする。

3 前項の規定は、第1項に規定する者以外の者から開墾等により農地とした土地を発見した旨の通報があった場合も同様とする。

（現地調査等）

第4条 委員会は、第2条に規定する耕作届が提出された後速やかに、現地調査（現地に赴いて行う調査をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による耕作届の提出依頼後3か月を経過しても耕作届が提出されていない場合には、現地調査を実施するものとする。

3 現地調査において、調査する土地（以下「調査地」という。）が農地に該当するかどうかの判断（以下「非農地判断」という。）をする委員等（以下「非農地判断担当委員」という。）の指名及び非農地判断の庶務に関することは、周南市農業委員会会長専決規程（令和2年周南市農業委員会規程第2号）第2条第18号の規定により同条第17号の規定の例により行う。

4 現地調査は、非農地判断担当委員に事務局の職員が同行して行うものとする。

5 非農地判断担当委員は、現地調査を行うに当たり、必要に応じて所有者等の立会い又は説明を求めることができる。

6 非農地判断担当委員は、現地を確認し、その結果を現地確認届（別記様式第4号）により事務局に報告するものとする。

（農地台帳への登載等）

第5条 事務局は、前条第6項に規定する現地確認届により、調査地が農地であるとの報告を受けたときは、開墾等により農地とした土地を農地台帳に新たに農地として登載するものとする。

2 事務局は、前項の規定により開墾等により農地とした土地を農地台帳に農地として登載したときは、周南市の農業振興及び固定資産税賦課を担当する部署その他通知が必要な団体又は機関に対して通知するものとする。

（現地確認通知書・農地台帳登載通知書の交付）

第6条 事務局は、第4条第6項に規定する現地確認届による現地確認の結果（以下「現地確認の結果」という。）及びそれに伴う農地台帳への対応について、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める事務処理を行うこととする。

（1） 同条第1項の規定により現地調査を実施した場合 現地確認通知書（別記様式第5号）を作成し、届出者に交付するものとする。

（2） 同条第2項の規定により現地調査を実施した場合 調査地が農地であるとの報告を受けたときは、農地台帳登載通知書（別記様式第6号）を作成し、所有者に交付するものとする。

(総会での報告)

第7条 委員会の会長は、現地確認の結果を委員会の総会において報告する。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第3条、第4条関係）  
耕作届

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに  
法人の名称、代表者の職名及び氏名)

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

次の土地は、 $\left[ \begin{array}{l} \square \text{ 開墾等により農地として耕作しています} \\ \square \text{ 年頃から耕作しています} \end{array} \right]$  ので、農地として農地台帳に登載されるよう届け出ます。

なお、農地台帳に農地として登載された場合は、農地法（昭和27年法律第229号）その他の農地に関する関係法令を遵守します。

（「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地を、「農地台帳」とは、農地法第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。）

1 土地

大字	字	地番	登記簿		開墾等により農地とした土地の状況		
			地目	面積 (㎡)	田・畑・樹園地の別	面積 (㎡)	栽培作物

2 所有者 住所  
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名)

電話番号

3 耕作者 住所  
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名)

電話番号

#### 4 添付書類

- (1) 土地の登記事項証明書（耕作届提出日前3か月以内に発行された全部事項証明書）
- (2) 位置図（A4判）
- (3) 付近見取図（A4判）
- (4) 公図の写し（耕作届提出日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 一筆の土地の一部を農地台帳に登載する場合は、その区画と面積を示した求積図
- (6) 現況写真
- (7) 届出地の登記事項証明書の所有者の住所とこの届の所有者の住所が違う場合は、住民票の写し、戸籍の附票等その経緯を示す書類
- (8) 所有者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (9) 届出地が共有地又は未相続地である場合その他所有者が届出地の全ての権利を有していない場合は、届出者が責任をもって異議のないよう対処する旨の確約書
- (10) 届出地が遺産分割協議未了地である場合その他届出者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (11) 所有者又は耕作者が法人の場合は、法人の定款又は寄附行為の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

注 法定代理人は、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人は、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

確 約 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに  
法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

下記の土地について、このたび耕作届を行っていますが、現地確認通知書が交付された際は、他の相続人その他の関係者に周知いたします。

また、この件について問題が発生した場合には、責任をもって対処し、周南市農業委員会に一切のご迷惑をおかけしないことを確約いたします。

記

土地の表示

大字	字	地番	登記簿		開墾等により農地とした土地の状況		
			地目	面積 (㎡)	田・畑・樹園地の別	面積 (㎡)	栽培作物

別記様式第3号（第2条、第3条関係）

新たな農地整理簿

作成年月日		年 月 日	整理番号	
土地の所在		周南市		
登記簿	地 目			
	面積(m <sup>2</sup> )			
所 有 者		住所 氏名		
耕 作 者		住所 氏名		
耕作届	提出年月日	年 月 日		
	農地 の 状 況	現 況	田 ・ 畑 ・ 樹園地	
		面積(m <sup>2</sup> )		
		栽培作物		
開墾等 による農地 の通報等	受信年月日	年 月 日		
	受 信 者	職 氏名		
	通 報 者	住所 氏名		
	備 考			
	耕作届の 提出依頼	依頼年月日	年 月 日	
提出の有無		有 ・ 無 (3か月以内)		
現地調査等	調査年月日	年 月 日		
	非農地判断 担当委員	氏名		
		氏名		
		氏名		
事務局職員	職 氏名			
現地 確認 届	届出年月日	年 月 日		
	非農地判断	農地である ・ 農地でない		
	確認 の 結 果	現 況	田 ・ 畑 ・ 樹園地 ・ 農地以外	
		面積(m <sup>2</sup> )		
栽培作物				
台帳登載年月日	年 月 日			
届出者等への通知	<input type="checkbox"/> 現地確認通知書 <input type="checkbox"/> 農地台帳登載通知書 年 月 日交付			

別記様式第4号（第4条、第5条、第6条関係）

現 地 確 認 届

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

現地調査により、次の土地は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（ である ではない ）と確認しましたので、報告します。

大字	字	地番	登記簿		開墾等により農地とした土地の 確認結果		
			地目	面積（㎡）	田・畑・樹園地・ 農地以外の別	面積（㎡）	栽培作物

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

周農委第 号

年 月 日

届出者 住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

### 現 地 確 認 通 知 書

年 月 日付けの耕作届により届出のあった下記の開墾等により農地とした土地は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」といいます。）と（ 確認しました 認められませんでした ）ので、同法第52条の2第1項に規定する農地台帳に登載（ しました しませんでした ）。

農地については、農地法第3条の権利移動の制限、同法第4条及び第5条の転用の制限その他農地に関する関係法令の規定を遵守してください。

また、農地としたことについては、周南市の農業振興及び固定資産税賦課を所管するする部署に通知しています。

#### 記

大字	字	地番	登記簿		開墾等により農地とした土地の 確認結果		
			地目	面積 (㎡)	田・畑・樹園地・ 農地以外の別	面積 (㎡)	栽培作物

所有者 住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

### 農地台帳登載通知書

下記の土地は、開墾その他の行為（以下「開墾等」といいます。）により農地となっているにもかかわらず、農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に規定する農地台帳をいいます。以下同じ。）に登載されていない土地又は農地台帳に登載されている農地（農地法第2条第1項に規定する農地をいいます。以下同じ。）以外の土地でしたが、現地調査により、農地であることを確認し、農地台帳に農地として登載しました。

農地については、農地法第3条の権利移動の制限、同法第4条及び第5条の転用の制限その他農地に関する関係法令の規定を遵守してください。

また、農地としたことについては、周南市の農業振興及び固定資産税賦課を所管するする部署に通知しています。

#### 記

大字	字	地番	登記簿		開墾等により農地とした土地の確認結果		
			地目	面積 (㎡)	田・畑・樹園地の別	面積 (㎡)	栽培作物